

令和 4年度

業務設計書（公示用）

業務名： 豊平区道路防災総点検・防災カルテ作成業務

令和 4年 7月 単価適用

豊平区土木部維持管理課

位置図

縮尺 1:5,000

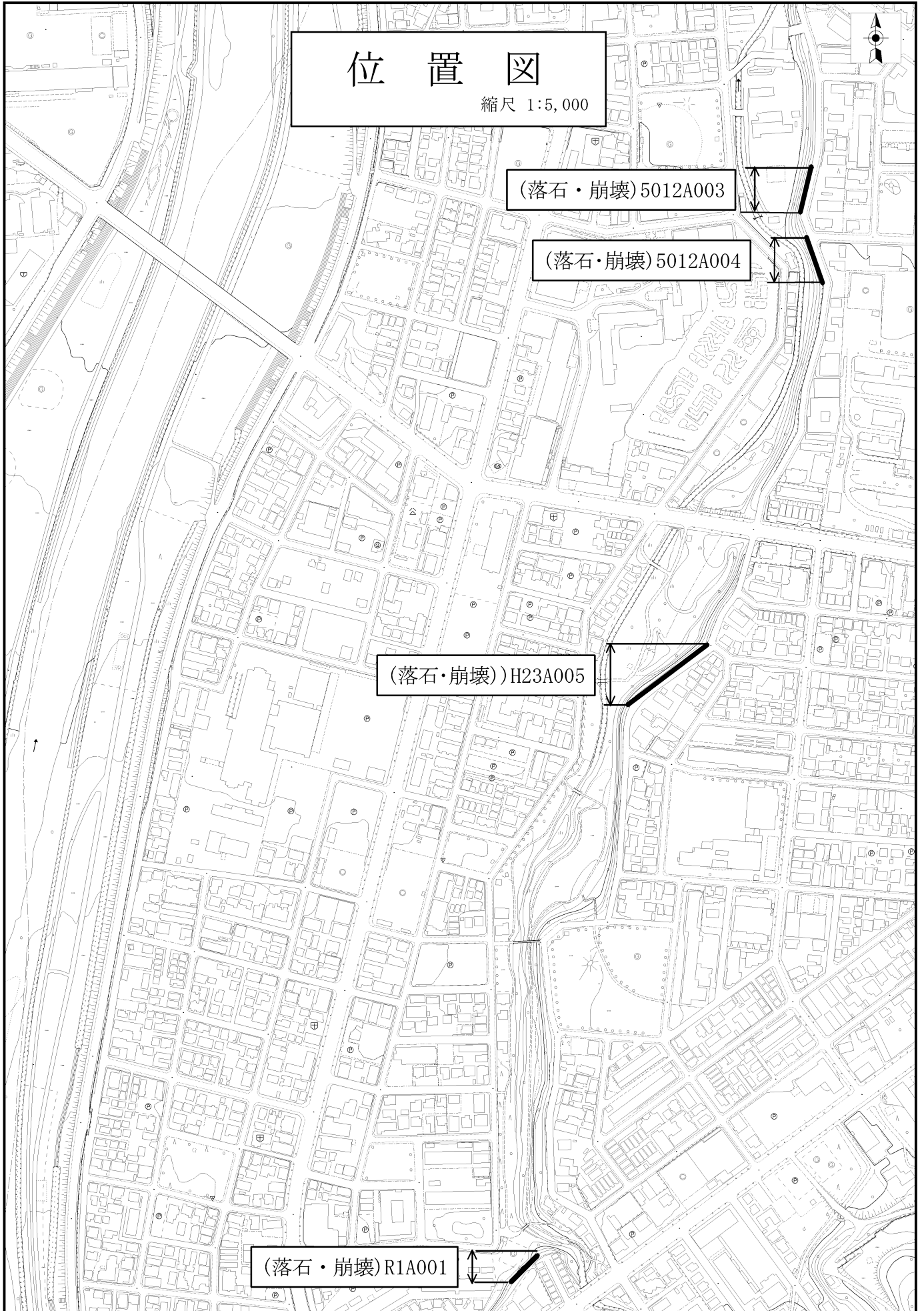


(落石・崩壊)5012A003

(落石・崩壊)5012A004

(落石・崩壊)H23A005

(落石・崩壊)R1A001



位置図

縮尺 1:5,000

(擁壁) H25G001

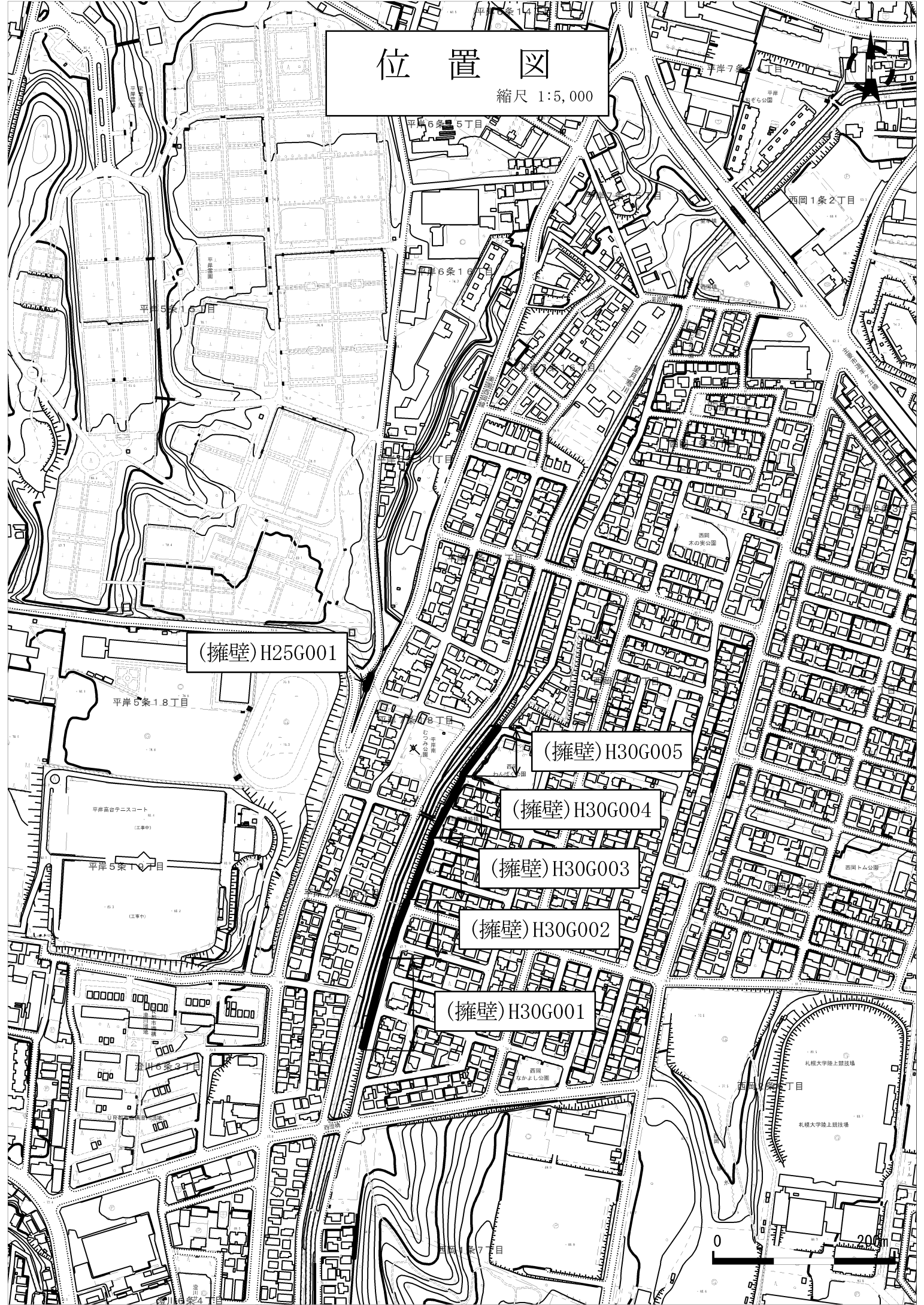
(擁壁) H30G005

(擁壁) H30G004

(擁壁) H30G003

(擁壁) H30G002

(擁壁) H30G001



位置図

縮尺 1:5,000



(橋梁) 5038H018

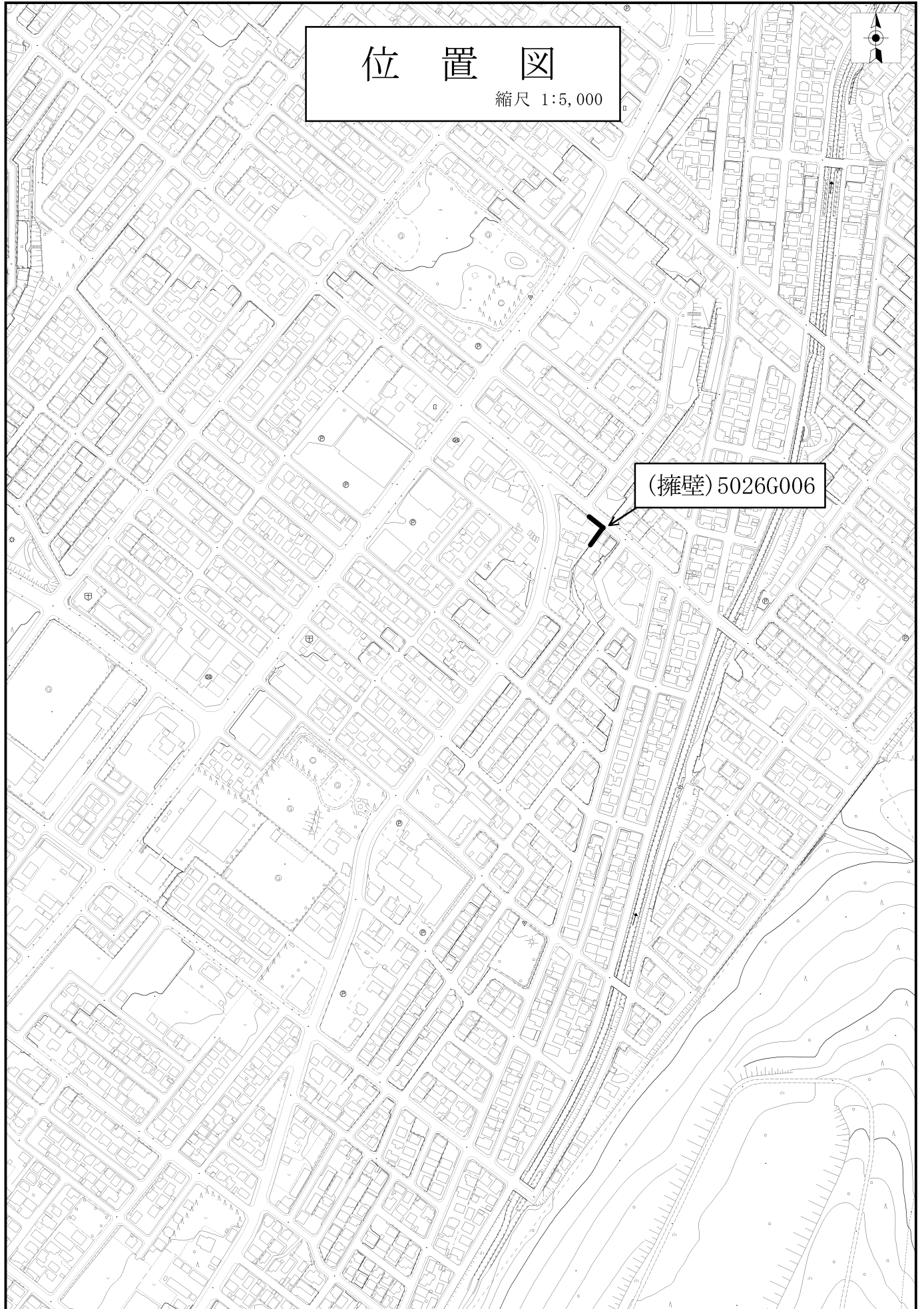


位置図

縮尺 1:5,000



(擁壁) 5026G006



位置図

縮尺 1:5,000



(擁壁)H29G001

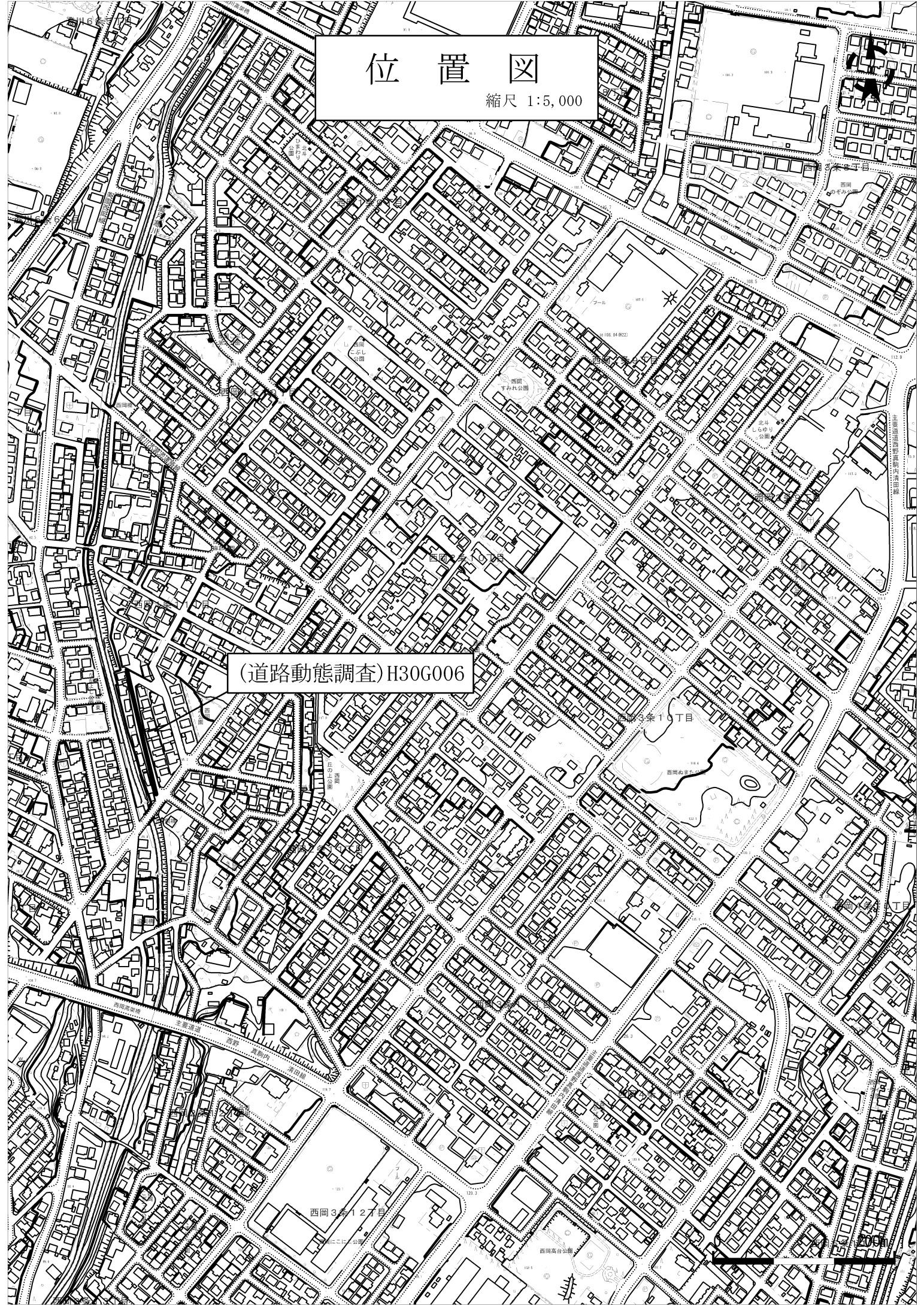
(擁壁)H29G002



位置図

縮尺 1:5,000

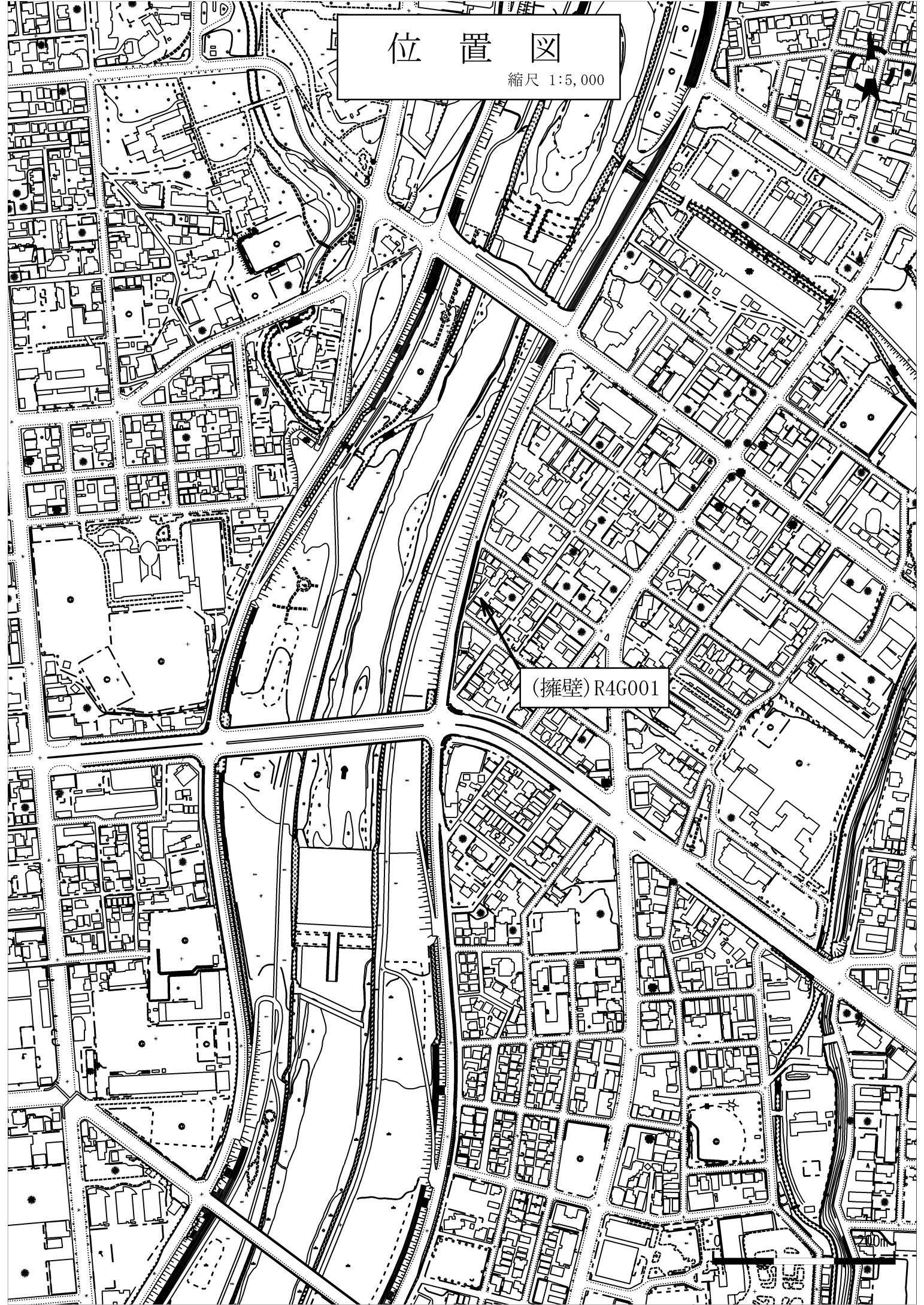
(道路動態調査) H30G006



位置図

縮尺 1:5,000

(擁壁) R4G001



()	業務名	豊平区道路防災総点検・防災カルテ作成業務
-----	-----	----------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要
防災カルテによる点検及び報告書作成 16箇所(落石・崩落4箇所 擁壁10箇所 橋梁基礎洗堀1箇所 道路動態調査1箇所)

2. 場所
別紙位置図のとおり

3. 期間
契約書に示す着手の日から令和 4年12月19日までとする。

4. 図面
別紙の通り

5. 仕様書
札幌市土木工事共通仕様書、札幌市下水道管渠工事仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、各種標準設計図集及び特記仕様書による。

6. 特記仕様書
別添のとおり。

豊平区道路防災総点検・防災カルテ作成業務 特記仕様書

1 適用

本仕様書は、豊平区道路防災総点検・防災カルテ作成業務を円滑に行うため、業務の内容、要領等を定めるものである。

2 目的

本業務は、平成 8 年度の道路防災総点検（豪雨・豪雪等）の安定度調査及びその後の調査において抽出された、管理上注意を要する災害の可能性のある箇所（要対策箇所のうち対策工までに日数を要する箇所、あるいは防災カルテを作成し対応する）において、変状の内容及び現場状態を防災カルテによって常に把握しておき、定期点検および対策工の必要性や緊急性を判断するために活用するものである。

3 履行期間

令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 12 月 19 日まで

4 資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

管理技術者とは、業務の履行について技術上の管理を司るもので、受託者（以下「乙」という。）が定め、委託者（以下「甲」という。）に通知した者とする。

管理技術者の資格要件は、次の項目を全て満たす者とする。

- ア 技術士法（昭和 32 年法律 124 号）による技術部門の応用理学部、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、または森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）に合格した者、もしくは前述と同等の能力を有する者で甲が認める者。
- イ 道路防災総点検・点検技術講習会（（財）道路保全技術センター）または、道路防災点検技術講習会（（社）全国地質調査業協会連合会）を受講した者。

(2) 点検技術者の資格要件

点検技術者とは、業務の履行にあたり点検業務の実務を行うもので、乙が定め、甲に通知した者とする。なお、点検技術者は複数人配置できるものとする。

点検技術者の資格要件は、次の項目を全て満たす者とする。

- ア 地盤工学に関する専門の知識を有し、地盤調査に関する業務または構造物設計に関する業務を大卒にあたっては 5 年以上、短大・高専卒にあたっては 8 年以上、高卒にあたっては 11 年以上を経験した者。
- イ 道路防災総点検・点検技術講習会（（財）道路保全技術センター）または、道路防災点検技術講習会（（社）全国地質調査業協会連合会）を受講した者。

5 土地立ち入り

- (1) 点検技術者は、点検を行う際には甲が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (2) 乙は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- (3) 点検のため宅地または垣根、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。
- (4) 点検上やむを得ず立木の伐採をする等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上実施するものとする。

6 成果品

成果品は下記の通りとする。

- (1) 各点検対象項目における変状チェックリスト表 各 2 部
- (2) 各点検対象項目における防災カルテ 各 2 部

7 その他

- (1) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (2) 甲が貸与した資料およびデータ等は、業務完了時に返却し、コピー等を乙が所有してはならない。
- (3) 本業務調査結果および成果品について甲の同意なく使用してはならない。